

取組内容

- 1 市町村の産業用地創出による企業誘致の実現
- 2 都市計画区域における土地利用のあり方の検討
- 3 土地利用分野における市町村の内部連携の強化
- 4 市町村の農振農用地の除外手続きの受付回数の見直し

1 市町村の産業用地創出による企業誘致の実現

[主なメリット]

- ・ 税収増（固定資産税、法人・個人住民税）
- ・ 雇用創出に伴う人口増
- ・ 地域経済の活性化

[克服すべき課題]

- ・ 市町村の体制、マンパワーの構築
- ・ 先行投資に伴う財政リスク
- ・ 土地利用規制に対する各種許認可
- ・ 地元調整

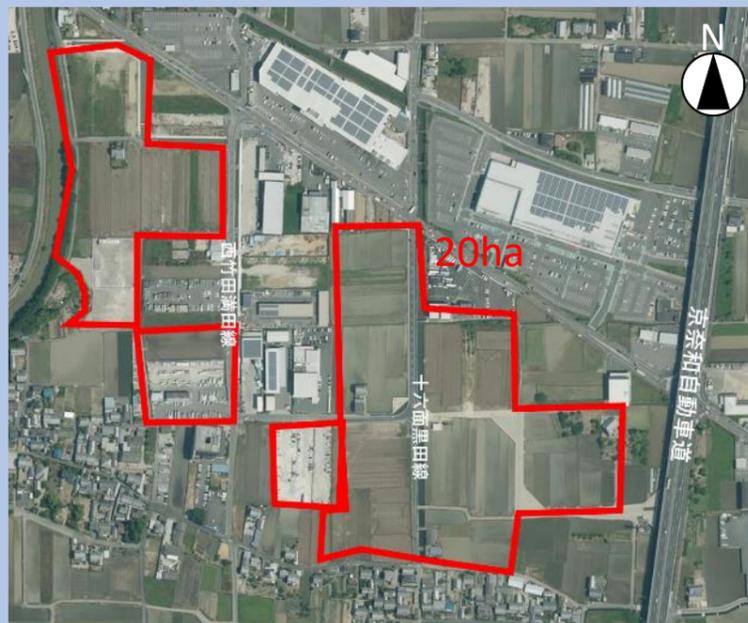
一緒に取組を進めてみませんか

具体的な進め方等については、県産業部産業創造課へご相談ください

県関係課を横断した連携体制で市町村をバックアップします

- 関係施策の適合・実現可能性をふまえた候補地に関する技術的助言
- 実現可能性調査、基本計画策定への補助
- 企業立地に向け連携した誘致活動

市町村による産業用地創出の事例

	川西町唐院工業団地 (市街化区域編入 R2.1)	田原本町十六面・西竹田地区 (地区計画策定 R1.12他2回)	広陵町箸尾地区 (準工業地域)
立地状況	 <p>拡幅区域 16ha</p>	 <p>20ha</p>	 <p>8ha</p>
市町村の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が実施主体（土地開発公社） ・ 町・県で連携し工業ゾーンへの位置づけ ・ 町・県で連携協定締結 ・ 立地企業のニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等インフラ整備実施 ・ 町・県で連携し工業ゾーンへの位置づけ ・ 町・県で連携協定締結 ・ 立地企業のニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が実施主体（土地開発公社） ・ 立地企業のニーズ把握

4 市町村の農振農用地の除外手続きの受付回数の見直し

- ・市町村は、「農業振興地域整備計画」で農振農用地を定めることとされており、農振農用地内では原則、農地転用ができません。
- ・市町村が同計画を変更するには6ヶ月程度要することから、円滑に企業誘致を進めるためには、企業等の立地ニーズを的確に把握した上で、農地担当と土地利用に係る他部門との情報共有を密に行い、早期に除外手続きに着手することが必要です。
- ・**現在、各市町村における農振農用地の除外手続きの受付については、年1回・2回・随時と対応が異なっており、立地ニーズ等を踏まえた除外手続きの受付回数の見直しの検討をお願いします。**
- ・なお、国会で審議中の農業振興地域の整備に関する法律の改正案では、都道府県は「都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼす恐れ」がある場合には、市町村の「農業振興地域整備計画」の変更に同意できなくなる見込みです。（成立した場合、公布後1年以内に施行される見込み）

(参考) 県内市町村の受付回数の状況 (令和6年度)

年1回 (14市町村)	大和高田市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、三宅町、高取町、明日香村、河合町、広陵町、吉野町、大淀町、下市町、東吉野村
年2回 (11市町村)	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、宇陀市、山添村、斑鳩町、川西町、田原本町
随時 (4町村)	三郷町、曾爾村、御杖村、上牧町

※記載のない市町村は、農振農用地の指定がありません。